

平成27年9月24日

生徒各位

台風18号等に係る埼玉県立高等学校授業料等の減免について（通知）

平成27年9月に発生した台風18号等により、生徒の保護者が被災した場合、埼玉県立高等学校の授業料等が減免の対象となる可能性があります。今回の台風等で保護者が被災し、減免を希望する生徒は速やかに事務室担当へご相談ください。

なお、就学支援金の対象となっている方は、授業料の負担がありませんので諸会費のみの減免となります。

※減免には審査があります。必ず許可となるものではありませんのでご注意ください。

埼玉県立川越高等学校 事務室  
049-222-0224